

財形住宅預金

平成27年 3月 24日現在

1. 商品名	・ 財形住宅預金
2. 商品概要	・ 住宅の取得資金、新築・増改築資金を積み立てる預金です ・ 財形年金預金と合算で元利金合わせて550万円まで非課税となります
3. ご利用いただける方	・ 当金庫に「財産形成預金、財形年金預金及び財形住宅預金に関する取扱い依頼書」を提出（契約）いただいた企業の従業員で満55歳未満の方 ・ お一人さま1契約となります
4. 期間	・ 積立期間5年以上（エンドレス型） 満期日は、預入毎に預入日の1年経過後から3年までの任意の日を指定できます
5. 据置期間	・ 積立期間終了後3ヶ月間
6. お預け入れ方法 (1) お預け入れ金額 (2) お預け入れ単位 (3) 預入期間	・ 給与・賞与からの天引預入 預入毎に期日指定定期預金を作成します (1) 100円以上 (2) 1円単位 (3) 5年以上の期間にわたって定期的にお預け入れいただきます ※年1回以上のお預け入れが必要です ※2年以上積立を中断することはできません（積立の中断理由が、育児休業で所定の手続きを行った方は、この限りではありません）
7. 払戻方法	・ 住宅の取得資金、新築・増改築資金を目的とする払い出しに限り可能です ※定期預金明細1口ごとの払い出しが可能です ・ 原則として、預入開始後1年間は払い戻しできません
8. 利息 (1) 適用利率 (2) 利払方法 (3) 計算方法 (4) 税金	(1) 預入時の店頭表示利率を約定利率とし、満期日まで適用します 自動継続後の利率は、継続日における店頭表示利率を適用します (2) 払い出し時に元金と共にお支払いします (3) 付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算 (4) 財形年金預金と合算で元利金合わせて550万円まで非課税となります ※非課税枠を超過すると、発生する利息がすべて20%の源泉分離課税となります ※平成25年1月1日から平成49年12月31日までに受け取る利息には、復興所得税が上乗せされ20.315%の税金がかかります ※住宅目的以外の払い出しの場合、過去5年の遡及課税が行われます
9. 手数料	
10. 期限前解約の取扱い	・ 満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点以下4位以下は切捨て）により計算した利息とともにお支払いします [預入期間] 6ヵ月未満 解約日の普通預金利率 6ヵ月以上1年未満 預入時の2年以上利率×40% 1年以上1年6ヵ月未満 預入時の2年以上利率×50% 1年6ヵ月以上2年未満 預入時の2年以上利率×60% 2年以上2年6ヵ月未満 預入時の2年以上利率×70%

	2年6ヵ月以上3年未満	預入時の2年以上利率×90%
11. 金利情報について	・店頭へご照会いただくか、当金庫ホームページをご参照ください	
12. 苦情処理措置 紛争解決措置	<p>苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはリスク統括部お客さまサービス課（0120-252-248 9:00～17:00）にお申し出ください。</p> <p>紛争解決措置 以下の東京の弁護士会（東京三弁護士会）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能です。</p> <p>東京弁護士会 紛争解決センター （電話：03-3581-0031 9:30～12:00／13:00～15:00）</p> <p>第一東京弁護士会 仲裁センター （電話：03-3595-8588 10:00～12:00／13:00～16:00）</p> <p>第二東京弁護士会 仲裁センター （電話：03-3581-2249 9:30～12:00／13:00～17:00）</p> <p>利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記リスク統括部お客さまサービス課または全国しんきん相談所（03-3517-5825 9:00～17:00）にお申し出ください。また、お客さまから、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。</p> <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）—もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫リスク統括部お客さまサービス課または全国しんきん相談所にお問合せください。</p>	
13. その他参考となる事項	・この預金は、預金保険制度の対象として、同保険の範囲内で保護されます	